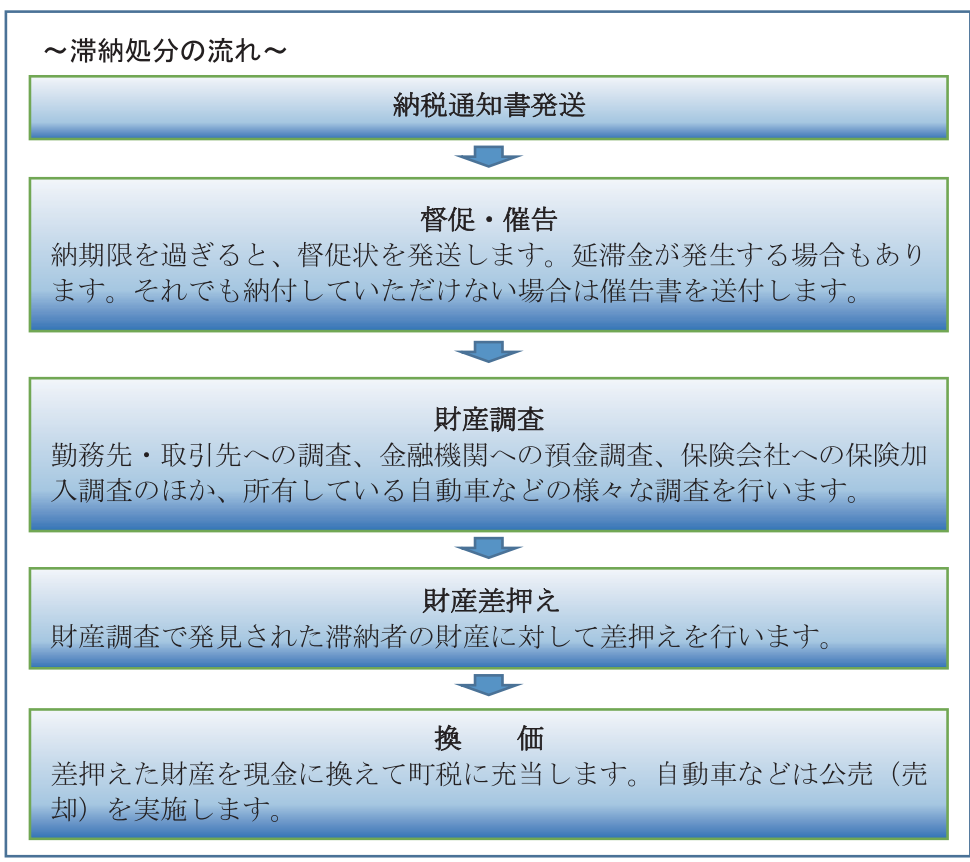


# 千葉県下一斉 滞納整理強化期間!!

10月～12月 納め忘れていた税金はありませんか?

私たちが利用する道路・学校・ふれあいプラザなどの「公共施設」、教育・警察・ごみ処理といった「公共サービス」は、皆さんが納めている税金で支えられています。神崎町の普通税は99%以上の納付がありますが、残念ながら一部の方が滞納している状況です。

資力がありながら納付しない滞納者に対しては、積極的に滞納処分を行い、未納額の解消を図ります。



納期限内に支払えない時は納税相談を行っています

納税者の実情（災害や事業廃止など）に応じた、申請により納税の猶予などが認められる場合があります。詳しくは役場町民課税務係、千葉県香取県税事務所にお問合せください。



**千葉県下一斉 滞納整理強化期間の取組**

【実施期間】10月～12月

千葉県と県内全54市町村は、勤務先・取引先・金融機関への「調査」、「差押え」、自宅の「搜索」などの滞納整理に重点的に取組みます。

〔対象となる財産の例〕

給料・売掛金	預貯金	生命保険	自動車

- ▶ 問合せ
- 町税について 神崎町町民課税務係 ☎② 2 1 1 2
  - 県税について 千葉県香取県税事務所 ☎⑤ 1 3 1 4
  - 千葉県総務部税務課 ☎043-223-2127